

保護者 様

千葉大学教育学部附属中学校 校長

ヘルパンギーナ・手足口病・伝染性紅斑（りんご病）・伝染性膿痂疹（とびひ）
における療養報告書の提出について

日頃より、本校の教育活動にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

さて、本校では学校保健安全法施行規則に基づいた特定の感染症に患後に登校する際、登校許可証明書（医師記入）または療養報告書（保護者記入）の提出をお願いしております。

しかし、昨今の多様な感染症流行を受け、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症に対応した療養報告書に加え、新たに、「ヘルパンギーナ」「手足口病」「伝染性紅斑（りんご病）」「伝染性膿痂疹（とびひ）」に対応した療養報告書をご用意しました。

医師の診断を受けて学校を欠席した場合には、登校再開の際に、保護者の方が以下の療養報告書に療養経過を記入し、学校へ提出をお願いします。

＜出席停止期間の基準＞

「ヘルパンギーナ」「手足口病」「伝染性紅斑（りんご病）」・・・全身状態の安定した者は登校可能。
「伝染性膿痂疹（とびひ）」・・・患部を覆えれば登校可能。覆えない場合は痂痂（かさぶた）が脱落するまで。

千葉大学教育学部附属中学校長 様

保護者が記入

ヘルパンギーナ・手足口病・伝染性紅斑（りんご病）・伝染性膿痂疹（とびひ）
における療養報告書

_____年_____組 生徒氏名_____

_____月_____日（発症日）より療養中のところ、症状が軽快し、下記経過の通りに回復したことを報告します。よって、_____月_____日より登校します。

記

該当疾患に〇	登校再開の目安	
	ヘルパンギーナ	解熱後 24 時間以上経過し、口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく食事がとれ、学校での活動に通常通り参加できる状態。
	手足口病	
	伝染性紅斑（りんご病）	解熱後 24 時間以上経過し、学校での活動に通常通り参加できる状態。
	伝染性膿痂疹（とびひ）	患部を覆えれば登校可能。覆えない場合は痂痂（かさぶた）が脱落するまで。

受診した医療機関名 _____

上記のとおり相違ありません。

_____年_____月_____日 保護者氏名_____